

ゴミ出しのマナーを守ることは、地域の美化や環境保全
住民同士の良好な関係を保つために非常に重要です

ゴミ出しマナーのポイント

1 分別をしっかりと行う

燃えるゴミ、燃えないゴミ、資源ごみ（プラスチック、紙、瓶、缶など）はしっかりと分別しましょう。

分別されていないごみは収集しません。

2 指定されたゴミ袋を使用する

村指定のゴミ袋を使用しましょう。村指定以外のゴミ袋で出されたものは収集しません。



※黒い袋、肥料袋、他市町村の袋では出さないで

3 大きなゴミや危険物は別途処理する

大型の家具や家電、危険物（電池、蛍光灯など）は通常のゴミとは別に処理する必要があります。

4 リサイクルを心掛ける

リサイクル可能なものは、できるだけリサイクルに回しましょう。資源の節約と環境保護に繋がります。

ごみが収集されなかったら

- ・ご自分が出されたごみが収集されなかった場合は、ごみを持ち帰り、ルールを守ったうえで出し直してください。
 - ・改善が見られなかったごみについては、職員がごみを開封調査し、排出者が特定された場合は、訪問・指導を行うことがあります。
- 皆様のご協力をお願いします。

「ごみ出しのルールー守らなければ罰則適用も」

家庭から出たゴミは、市町村の指定に従って捨てなければならず、市町村の指定を無視することは許されません。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）では廃棄物を「産業廃棄物」と「一般廃棄物」と区別しており、家庭のゴミを一般廃棄物に含んでいます。

一般廃棄物の処理は、市町村の定める処理計画に沿って処理されることになっており（同法6条の2第1項）、住民は市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬および処分に協力しなければならないとされています（同法6条の2第4項）。

同法16条では、「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定し、市町村の指定に従わない場合は違反となり、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられることとなります。市町村の指定を無視してゴミを捨てている場合、「みだりに廃棄物を捨てている」と考えられるので、同法による罰則が適用されます。